

## 意見公募の結果

意見公募名：「市街化調整区域における地区計画の策定の指針」の見直しについて

意見公募期間：令和5年9月1日から令和5年9月30日

意見の数：1名から1件

No	該当ページ	ご意見	県の対応	
			修正の有無	対応方針
1	ー	<p>市街化調整区域内の人口減少は、都市計画法第43条の建築等の制限により人の流入を妨げていることが原因である。少子化が進み、小学校の統廃合が現実化しつつある。地区計画の策定前にイメージの悪い“市街化調整区域”を変更または廃止すべきである。</p> <p>この区域は、農地と集落(こちらでは部落と呼称)が概ね分かれている。農地は国営圃場によって区画整備されているが、集落は狭い道路に家などが密集し、決して住みやすい環境とは言えない。さらに高齢化に伴い空き家や廃屋の増加が目立ち始めている。このままでは過疎化の可能性が高い。</p> <p>この状況を回避するためには、この地域を“田園住居地域”(平成30年新設)に指定するのも一案かと考える。または、農地と集落を線引きし、集落地区については道路幅員6m・敷地面積150m<sup>2</sup>以上に引き上げることで、より魅力的な新しいタイプの集落になるのではないかと考える。</p> <p>空港にも高知市内にも近い学園都市の利点を活かし、より住みやすいまちづくりを実現すれば、人の流入を呼び起こすことが可能となり、結果として人口増加に結び付くと考えられる。</p> <p>本件に関して最も重要なことは、どのようにすれば高知県全域で人口の流出を減らし、人口増加に繋げることができるかである。</p>	ー	<p>公募の対象ではないため、ご意見として承り、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。なお、ご意見に対する県の考えは、以下のとおりです。</p> <p>線引きの変更や廃止を行う場合は、都市計画法に基づき、国と協議し、同意を得る必要があります。</p> <p>当法の原則的な考え方は、国から指針が示されており、その中で、市街化区域の面積の算定は、人口を最も重要な市街地規模の算定根拠とし、一定の人口密度を下回らないことや、廃止する場合は、開発行為が従前の市街化調整区域に拡散する可能性、既成市街地における空き家・空地の増加や既存インフラの非効率的な利用等の市街地形成への影響を慎重に見極めるべきとされています。</p> <p>高知広域都市計画区域では、今後更に人口減少が進み、市街化区域内の人口密度の低下が予測されています。また、人口減少に伴う税収の減少が懸念されている中、高齢化の進展による社会保障費や、これまで整備してきたインフラ施設の維持・更新などに要するコストの増加が見込まれています。</p> <p>このような状況下で線引きを廃止すると、居住地の拡散に伴い、新たなインフラ整備が必要となり、財政が逼迫する可能性があるほか、中心市街地の衰退や空き家、空地の増加、農地や自然環境の保全などへの対応も必要となります。</p> <p>これらを踏まえると、線引きの変更(市街化区域の拡大)や廃止は、国の指針で示されている基準等を満足しないため、国の同意を得ることは難しいと考えています。</p> <p>このため、高知広域都市計画区域においては、線引きは維持し、適宜まちづくりの課題に対応した開発規制の緩和(地区計画策定指針の変更など)を行いながら、人口や財政規模に見合ったまちづくりを推進していくこととしています。</p>